

令和 7 年 9 月市議会定例会

参 考 資 料

焼 津 市

令和 7 年 9 月市議会定例会

参 考 資 料 目 次

議案番号	件 目	頁
議第72号	焼津市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第73号	焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
議第74号	焼津市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について	14
議第75号	自主運行バス車両の取得について	17
議第76号	衛生車（バキューム車）の取得について	20
議第77号	焼津市役所大井川庁舎改修工事（建築工事）（債務負担）請負契約の締結について	24
議第78号	焼津市道路線の認定について	30
議第79号	令和 7 年度焼津体育館建設工事（建築工事）（債務負担）請負契約の締結について、令和 7 年度焼津体育館建設工事（電気設備工事）（債務負担）請負契約の締結について及び令和 7 年度焼津体育館建設工事（機械設備工事）（債務負担）請負契約の締結について	32
議第81号		

新	旧
焼津市地区計画区域における建築物の制限に関する条例 平成 7 年12月25日条例第37号 焼津市地区計画区域における建築物等の制限に関する条例 (目的) 第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。 (適用区域) 第 2 条 この条例は、別表第 1 に掲げる地区整備計画区域（以下「計画区域」という。）に適用する。 (建築物の用途の制限) 第 3 条 計画区域等（会下ノ島石津地区整備計画区域以外計画区域にあっては、計画区域をいい、会下ノ島石津地区整備計画区域にあっては、当該区域に係る別表第 2 建築してはならない建築物の項で定める地区をいう。次条において同じ。）内においては、同表建築してはならない建築物の項で定める建築物は、建築してはならない。 (建築物の敷地が計画区域等の内外にわたる場合の措置) 第 4 条 建築物の敷地が計画区域等の内外にわたる場合における前条の規定の適用については、その敷地の過半が計画区域等に属するときは当該建築物の全部について同条の規定を適用し、その他のときは当該建築物の全部について同条の規定を適用しない。 (建築物の壁面の位置の制限) 第 5 条 計画区域内における建築物の外壁又はこれに代わる柱の位置は、別表第 2 に掲げる計画区域に定めて壁面の位置の制限に反してはならない。	焼津市地区計画区域における建築物の制限に関する条例 平成 7 年12月25日条例第37号 焼津市地区計画区域における建築物の制限に関する条例 (目的) 第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。 (適用区域) 第 2 条 この条例は、別表第 1 に掲げる地区整備計画区域（以下「計画区域」という。）に適用する。 (建築物の用途の制限) 第 3 条 別表第 2 区域欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分している場合にあつては、同表区域欄に掲げる地区。以下同じ。）内においては、それぞれ同表建築してはならない建築物欄に掲げる建築物は、建築してはならない。 (壁面の位置の制限) 第 4 条 別表第 2 区域欄に掲げる区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の位置は、同表壁面の位置の制限欄に掲げる制限に反してはならない。 (建築物の敷地が計画区域の内外にわたる場合の措置) 第 5 条 建築物の敷地が計画区域の内外にわたる場合における第 3 条の規定の適用については、その敷地の過半が計画区域に属するときは当該建築物の全部について同条の規定を適用し、その他のときは当該建築物の全部について同条の規定を適用しない。

(建築物の容積率の最低限度)

第6条 計画区域内における建築物の容積率は、別表第2に掲げる計画区域に応じ定める数値以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについてはこの限りではない。

(建築物の建築面積の最低限度)

第7条 計画区域内における建築物の建築面積は、別表第2に掲げる計画区域に応じ定める数値以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについてはこの限りではない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第8条 建築基準法第3条第2項の規定により第3条又は第5条の規定の適用を受けない建築物（駅北二丁目・三丁目地区整備計画区域及び会下ノ島石津地区整備計画区域内に建築されるものに限る。）について、別表第3に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、建築基準法第3条第3項第3号及び第5号の規定にかかわらず、第3条又は第5条の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第9条 市長がこの条例の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、当該規定は適用しない。

(建築物の緑化率の最低限度)

第10条 建築物の緑化率（都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）は、別表第2に掲げる計画区域に応じ定める数値以上としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為等に係る建築物については、同項の規定は、適用しない。

- (1) 当該計画区域内における緑化率の最低限度を定める条例の施行の際、既に着手していた新築及び増築
 - (2) 増築後の建築物の床面積の合計が当該計画区域内における緑化率の最低限度を定める条例の規定の施行の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内の増築
- (報告及び立入検査)

第11条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、規則で定める

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により第3条又は第4条の規定の適用を受けない建築物について、別表第3に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条又は第4条の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第7条 市長がこの条例の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、当該規定は適用しない。

- ところにより、建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等若しくは工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工作物の存する土地若しくは工事現場に立ち入り、建築物等、その材料その他建築物等に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 建築物等の所有者、管理者、占有者、工事主、設計者、工事監理者及び工事施工者は、第1項の規定による立入検査を拒むことはできない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第5条、第6条又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (3) 建築基準法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

附則 略

別表第1（第2条関係）

名称	区域
(略)	

名称	区域
(略)	

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書をを用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (3) 法第87条第2項において準用する第3条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

附則 略

別表第1（第2条関係）

会下ノ島石津地区整備計画区域	志太広域都市計画地区計画会下ノ島石津地区計画（平成13年焼津市告示第160号）において地区整備計画が定められている区域
----------------	---

別表第2（第3条、第4条関係）

区域	地区	建築してはならない建築物	壁面の位置の制限
駅北二丁目・三丁目地区整備計画区域	二	(1) 昭和41年建設省告示第3482号に定める都市計画道路西町通り線又は昭和35年静岡県告示第218号に定める県道焼津岡部線（以下「適用路線」と総称する。）に面する建築物で、1階部分の全部を居住の用に供するもの (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場又は観覧場 (4) 原動機を使用する工場	適用路線の道路境界線（道路の曲がり角を含む。）の隅切部分においては、隅切部分以外の道路境界線を延長した線。以下同じ。）から建築物の1階部分の外壁（延長が3メートル以上の出窓を含む。）又はこれに代わる柱の面までの距離は、1メートル以上とする。

会下ノ島石津地区整備計画区域	志太広域都市計画地区計画会下ノ島石津地区計画（平成13年焼津市告示第160号）において地区整備計画が定められている区域
栄町第一地区整備計画区域	志太広域都市計画地区計画栄町第一地区計画（令和7年焼津市告示第66号）において地区整備計画が定められている区域

別表第2（第3条～第7条、第10条関係）

1 駅北二丁目・三丁目地区整備計画区域

制限の区分	制限の内容
建築してはならない建築物	(1) 昭和41年建設省告示第3482号に定める都市計画道路西町通り線又は昭和35年静岡県告示第218号に定める県道焼津岡部線（以下「適用路線」と総称する。）に面する建築物で、1階部分の全部を居住の用に供するもの (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (4) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの (5) 倉庫業を営む倉庫
建築物の壁面の位置の制限	適用路線の道路境界線（道路が交差する場所（道路の曲がり角を含む。）の隅切部分においては、隅切部分以外の道路境界線を延長した線。以下同じ。）から建築物の1階部分の外壁（延長が3メートル以上の出窓を含む。）又はこれに代わる柱の面までの距離は、1メートル以上とする。
建築物の容積	制限なし

	の	率の最低限度	
	(5) 倉庫業を営む倉庫	建築物の建築面積の最低限度	制限なし
A	(1) 自動車教習所	建築物の緑化率の最低限度	制限なし
B	(2) 床面積が15平方メートルを超える畜舎		
C	(1) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バットイング練習場		
	(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		
	(3) 自動車教習所		
	(4) 床面積が15平方メートルを超える畜舎		
	(5) 床面積が1,500平方メートルを超える倉庫業を営む倉庫		
D	(1) 自動車教習所		
	(2) 床面積が15平方メートルを超える畜舎		
E	(1) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習		

	場、バッテイング練習場	
	(2) 自動車教習所	
	(3) 床面積が15平方メートルを超える畜舎	
F-1	(1) 自動車教習所	
	(2) 床面積が15平方メートルを超える畜舎	
F-2	二	

2 会下ノ島石津地区整備計画区域

制限の区分	制限の内容
建築してはならない建築物	(1) 地域産業集積地区 (A地区) ア 自動車教習所 イ 床面積が15平方メートルを超える畜舎 (2) 一般住宅施設地区 (B地区) 制限なし (3) 沿道サービス商業地区 (C地区) ア ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッテイング練習場 イ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ウ 自動車教習所 エ 床面積が15平方メートルを超える畜舎 オ 床面積が1,500平方メートルを超える倉庫業を営む倉庫 (4) 地域産業型沿道商業地区 (D地区)

	ア 自動車教習所 イ 床面積が15平方メートルを超える畜舎 (5) 地域利便商業地区 (E地区) ア ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、 バレーボール練習場 イ 自動車教習所 ウ 床面積が15平方メートルを超える畜舎 (6) 教育・寺社施設用地地区 (F-1地区) ア 自動車教習所 イ 床面積が15平方メートルを超える畜舎 (7) 教育・寺社施設用地地区 (F-2地区) 制限なし
建築物の壁面の位置の制限	制限なし
建築物の容積率の最低限度	制限なし
建築物の建築面積の最低限度	制限なし
建築物の緑化率の最低限度	制限なし
3 栄町第一地区整備計画区域	
制限の区分	制限の内容
建築してはならない建築物	(1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの

	(2) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (3) 個室付浴場業（建築基準法別表第2（イ）項第7号に定めるものをいう。）に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの (4) 倉庫業を営む倉庫		
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、3・4・13焼津下小田線の道路境界線までの距離は2.0メートル以上、3・5・15焼津停車場線の道路境界線までの距離は2.1メートル以上とする。		
建築物の容積率の最低限度	10分の20		
建築物の建築面積の最低限度	200平方メートル		
建築物の緑化率の最低限度	敷地面積の100分の6		

別表第3（第8条関係）			
区分		範囲	範囲
(略)			
第5条の規定の適用を受けない建築物	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替	外壁の後退距離（道路境界線から建築物の1階部分の外壁等までの距離をいう。）の限度に満たない距離の部分に当該工事を施工するものではないもの	

別表第3（第6条関係）			
区分		範囲	範囲
(略)			
第4条の規定の適用を受けない建築物	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替	外壁の後退距離（道路境界線から建築物の1階部分の外壁等までの距離をいう。）の限度に満たない距離の部分に当該工事を施工するものではないもの	

志太広域都市計画地区計画の決定（焼津市決定）

志太広域都市計画栄町第一地区計画を次のように決定する。

名 称	栄町第一地区計画
位 置	焼津市栄町三丁目の一部
面 積	約 0.7 ha
地区計画の目標	本地区は、ＪＲ焼津駅南口と焼津漁港を結ぶ、駅前通り商店街の南端に位置している。 駅前通り商店街は、時代の変遷により商業機能の沈滞化が進み、地域活力の低下がみられたが、令和３年には、近隣に本市の子育て支援施設を整備し、また、新規出店も増加する等、官民による中心市街地の再生に向けた新たなまちづくりが始動している。 本地区計画では、中心市街地の再生をけん引する、多様な機能が複合した魅力ある都市環境を形成することを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	【土地利用の方針】 中心市街地にふさわしい、商業、業務等の多様な都市機能と、まちなか居住の機能が調和した、複合的な土地利用を促進する。
	【建築物等の整備の方針】 (１) 中心市街地にふさわしい建物用途の誘導や、土地の高度利用を図るため、建築物等の用途の制限、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度を定める。 (２) 道路と一体となった、ゆとりのある歩行空間を確保するため、建築物の壁面の位置の制限を定める。 (３) 街並みと調和した良好な景観を形成するため、建築物の形態又は意匠等の制限、建築敷地の緑化率の最低限度を定める。 (４) より安全な居住地を形成するため、津波避難施設の整備について定める。
	【その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針】 商店街や近接する子育て支援施設との調和を図るとともに、ゆとりと緑のある空間の形成に努める。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 3 個室付浴場業（建築基準法別表第2（い）項第7号に定めるものをいう。）に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの 4 倉庫業を営む倉庫
		建築物の容積率の最高限度	40/10
		建築物の容積率の最低限度	20/10 ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについてはこの限りではない。
		建築物の建蔽率の最高限度	8/10 ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号に該当する建築物にあつては10分の1を加えた数値とし、同項第1号及び第2号に該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。なお、同条第5項第1号及び第6項各号に該当する建築物にあつては適用しない。
		建築物の建築面積の最低限度	200㎡ ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物についてはこの限りではない。
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、3・4・13焼津下小田線の道路境界線から2.0m以上を離すものとする。また、3・5・15焼津停車場線においては、道路境界線から2.1m以上離すものとする（ただし、道路敷地と水路敷地が並行する区間を除く。）。
		建築物の形態又は意匠等の制限	1 建築物や工作物の形態、意匠等は、焼津市景観まちづくり条例によるものとし、周囲の景観と調和した落ち着いたものとする。 2 屋外広告物を設置する場合は、焼津市景観計画及び静岡県屋外広告物条例によるものとし、屋外広告物の形態、意匠は、建築物や工作物の形態、意匠との調和に配慮する。
		建築敷地の緑化率の最低限度	敷地面積の6/100 ただし、緑化率の対象は緑地又は広場とし、その面積の2分の1まで屋上部の緑化を参入することができる。
		津波避難施設の整備	地区内に建築する建築物にあつては、津波発生時に地区内の施設利用者及び周辺地域の住民等が一時的に避難できる施設として、焼津市の津波避難ビルの指定を受けた建築物を1棟以上配置するものとする。 ただし、津波避難タワー、高台を整備した場合はこの限りではない。

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

栄町第一 地区計画区域図



議第73号 焼津市水道企業職員の給与の種別及び基準に関する条例及び焼津市病院企業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

（第1条による改正 焼津市水道企業職員の給与の種別及び基準に関する条例の一部改正）

旧		新
焼津市水道企業職員の給与の種別及び基準に関する条例 昭和41年12月26日条例第22号 第1条 ～ 略 第15条 （給与の減額） 第16条 職員が勤務しないときは、休日等である場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内に限る。）を勤務しないことという。）を介護する（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の介護をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。		焼津市水道企業職員の給与の種別及び基準に関する条例 昭和41年12月26日条例第22号 第1条 ～ 略 第15条 （給与の減額） 第16条 職員が勤務しないときは、休日等である場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内に限る。）を勤務しないことという。）を介護する（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の介護をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

以下 略	(第2条による改正 焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略
以下 略	以下 略	以下 略

議第74号 焼津市下水道条例等の一部を改正する条例（案） 新旧対照表
（第1条による改正 焼津市下水道条例の一部改正）

旧	新
焼津市下水道条例 昭和54年12月22日条例第21号 第1条 ～ 略 第6条 (排水設備指定工事店の指定) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。<u>ただし、除害施設の新設等の工事について、市長が特に知識及び技能を有する者として当該工事の申請の都度認める者が行うときは、この限りでない。</u> 2 ～ 略 4 以下 略 (第2条による改正 焼津市下水処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正)	焼津市下水道条例 昭和54年12月22日条例第21号 第1条 ～ 略 第6条 (排水設備指定工事店の指定) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。<u>ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> (1) 除害施設の新設等の工事について、市長が特に知識及び技能を有する者として当該工事の申請の都度認める者が行うとき。 (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとき。 2 ～ 略 4 以下 略
旧	新
焼津市下水処理場の設置及び管理に関する条例 昭和45年3月31日条例第21号 第1条 ～ 略 第5条 (排水設備の施工) 第6条 排水設備の新設等は、市長が指定する者にこれを施工させなければならない。	焼津市下水処理場の設置及び管理に関する条例 昭和45年3月31日条例第21号 第1条 ～ 略 第5条 (排水設備の施工) 第6条 排水設備の新設等は、市長が指定する者にこれを施工させなければならない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道

以下 略	(第3条による改正 焼津市水道事業給水条例の一部改正)	事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。
以下 略	旧	新
焼津市水道事業給水条例	平成10年3月27日条例第10号	平成10年3月27日条例第10号
第1条 ～ 第5条 (工事の施行)	第1条 ～ 第5条 (工事の施行)	第1条 ～ 第5条 (工事の施行)
第6条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事業業者」という。)が施行する。	第6条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事業業者」という。)が施行する。	第6条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事業業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。
2 前項の規定により、指定給水装置工事業業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。	2 前項の規定により、指定給水装置工事業業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。	2 前項の規定により、指定給水装置工事業業者等(指定給水装置工事業業者及び他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者をいう。以下同じ。)が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。
3 略 (給水管及び給水用具の指定)	3 略 (給水管及び給水用具の指定)	3 略 (給水管及び給水用具の指定)
第7条 略	第7条 略	第7条 略
2 市長は、指定給水装置工事業業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。	2 市長は、指定給水装置工事業業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。	2 市長は、指定給水装置工事業業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
3 略 第8条 ～ 略 第31条 (給水装置の基準違反に対する措置)	3 略 第8条 ～ 略 第31条 (給水装置の基準違反に対する措置)	3 略 第8条 ～ 略 第31条 (給水装置の基準違反に対する措置)
第32条 略	第32条 略	第32条 略

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 以下 略	2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 以下 略
--	--

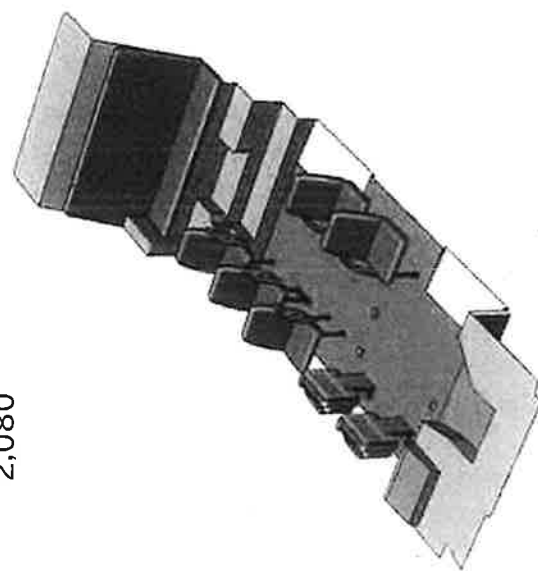
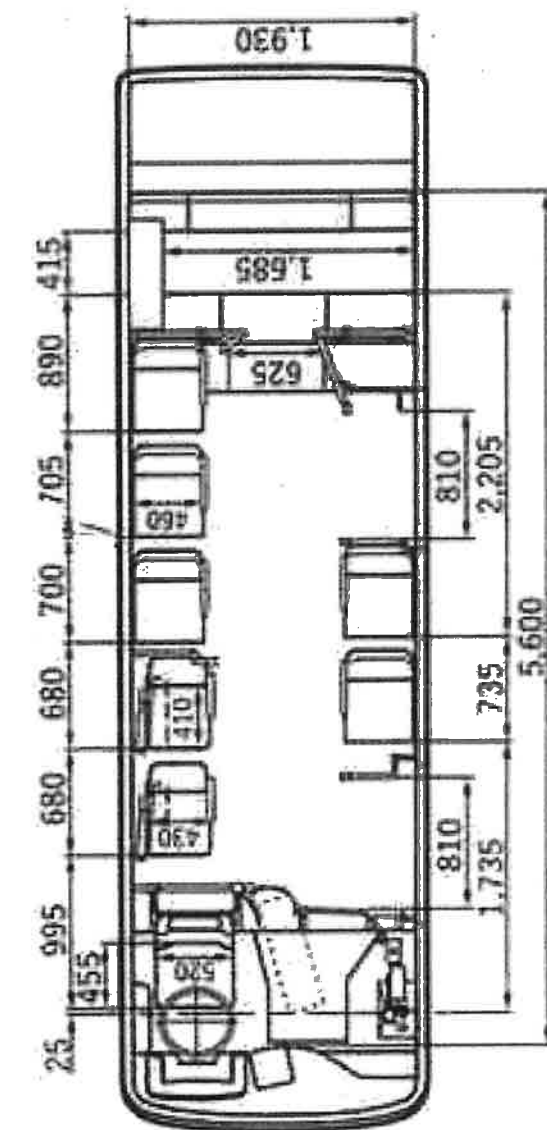
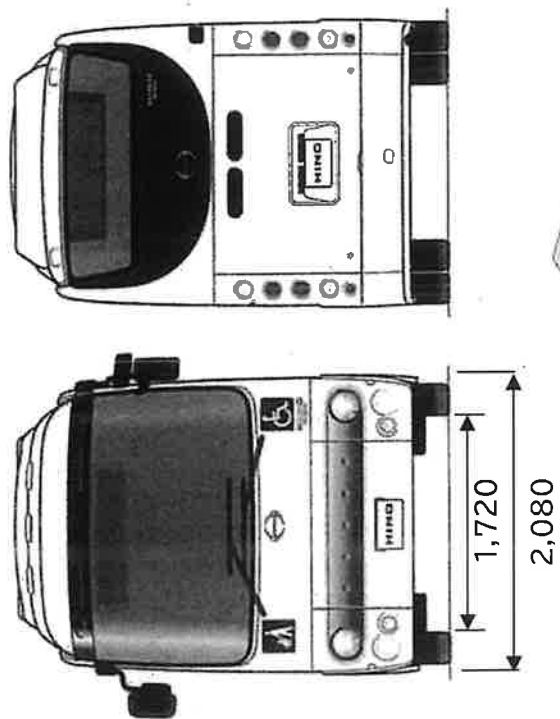
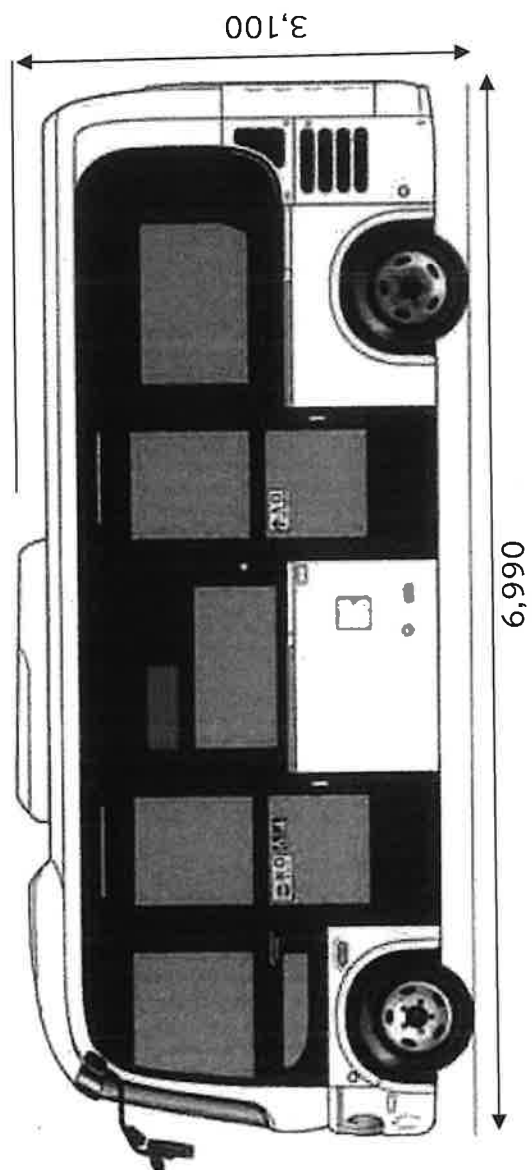
自主運行バス車両の取得について

- 1 取得する物品
自主運行バス車両
- 2 取得台数
1台
- 3 取得目的
現在使用している車両の老朽化に伴い取得するもの。
- 4 仕 様
 - (1) 車体
2ドア ノンステップバス
5速オートマ 全長6,990mm
 - (2) 装備品・特別仕様
スピードメータ トリップ付き
デジタルタコグラフ
前・側・後方向幕 デジタル行き先表示
路肩灯
緊急スイッチ・バスジャック警告灯
ワンマン用放送装置
ワンマンマイク
オートスタートユニット
バックアイモニター・カメラ
ドライブレコーダー
右左折時注意喚起放送
無線機アンテナ
吊革
運賃箱
整理券機
運賃表示器
バスカードリーダー
路線図枠

入 札 結 果 表

入札番号	物品39号	発注担当課	道路課			
件名	自主運行バス車両購入					
納品場所	しずてつジャストライン株式会社岡部営業所					
入札執行者	焼津市長 中野 弘道					
入札方法	制限付き一般競争入札					
入札日時	令和07年7月31日(木) 14時10分					
落札価格	¥25,300,000- (入札書比較価格：¥23,000,000-)					
予定価格	¥32,040,800- (入札書比較価格：¥29,128,000-)					
入札参加業者名		第1回入札		第2回入札		結果
		順位	金額	順位	金額	
静岡日野自動車(株) 藤枝営業所		1	¥23,000,000-			落札
* (上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申し込み価格である。)						
備考		※検査登録及びリサイクル預託は、消費税及び地方消費税が課されない行為であるため、実際の契約における取得金額は25,299,742円となります。				

自主運行バス車両（参考図）
2ドア ノンスデップバス



衛生車（バキューム車）の取得について

1 取得する物品 衛生車（バキューム車）

2 取得台数 2台

3 取得目的

1台は、老朽化に伴い既存のバキューム車を更新するため。1台は、浄化槽事業推進に伴い毎年清掃件数（収集量）が増加していることから、車両の不足を補い、並びに故障時及び車両整備時の予備車両とするため。

4 車両の規格

- (1) 全長 5,400mm程度
- (2) 全幅 2,100mm程度
- (3) 全高 2,400mm程度
- (4) 車両総重量 8,000kg未満

5 その他車両の規格

- (1) エンジン規格 汚水タンクを積載可能なディーゼルエンジン（150PS以上）
- (2) 乗車定員 3人
- (3) ミッション マニュアル 5速以上

6 搭載装置

(株) モリタエコノス社製 衛生車架装装備

- (1) 汚水タンク タンク容量3,500L程度（10L目盛りゲージ付き）
- (2) ホースリール 自動巻取り式（リールカバー SUS304 バフ仕上げ無し）
- (3) 格納ホース $\Phi 48\text{mm}$ ホース 3本 長さ：3.15m
（オス、メス金具及び $\Phi 65\text{mm} \times \Phi 48\text{mm}$ 媒介金具付き）
 $\Phi 65\text{mm}$ ホース 2本 長さ：3.15m
（オス、メス金具付き）
- (4) その他 吸引ホースガイドローラ、脱臭装置、ロードセル4台等
付属ホース、ドライブレコーダ、その他必要装備

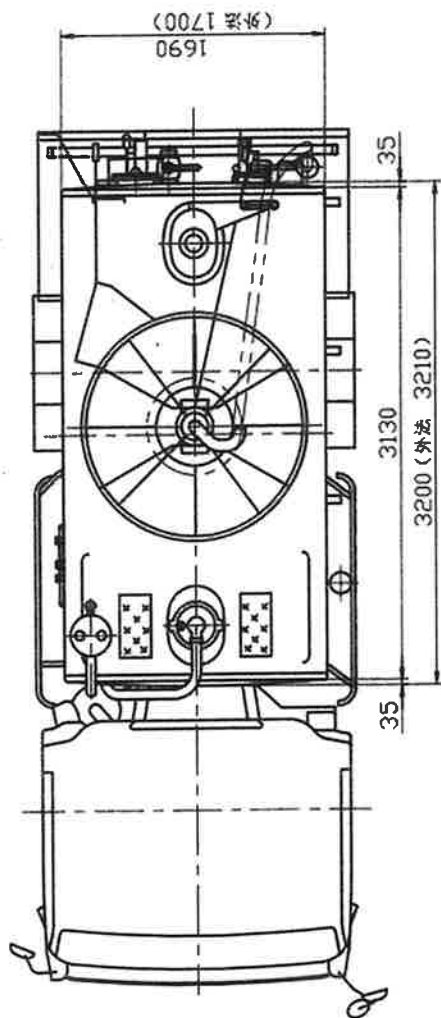
7 下取車両※1台

- (1) 車両 バキューム車11号車（静岡800す1876）
- (2) 購入年月日 平成22年9月28日
- (3) 走行距離 204,251km（令和7年3月31日現在）

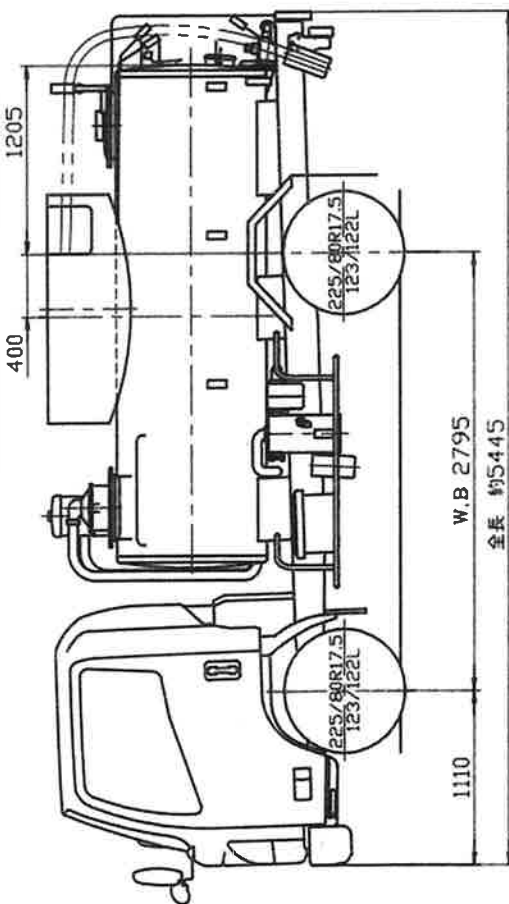
入 札 結 果 表

入札番号	物品32号	発注担当課	下水道課（小屋敷環境管理センタ ー）		
件名	令和7年度 焼津市4 t 衛生車（バキューム車）2台購入【債務負担行為】				
納品場所	焼津市小屋敷573				
入札執行者	焼津市長 中野 弘道				
入札方法	制限付き一般競争入札				
入札日時	令和07年7月31日(木) 14時00分				
落札価格	¥40,871,432-（入札書比較価格：¥37,155,848-）				
予定価格	¥43,714,286-（入札書比較価格：¥39,740,260-）				
入札参加業者名	第1回入札		第2回入札		結果
	順位	金額	順位	金額	
いすゞ自動車中部（株） 藤枝支店	1	¥37,155,848-			落札
内山自動車工場	2	¥37,260,954-			
*（上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申し込み価格である。）					
備考	※検査登録及びリサイクル預託は、消費税及び地方消費税が課されない行為であるため、実際の契約における取得金額は40,868,120円となります。				

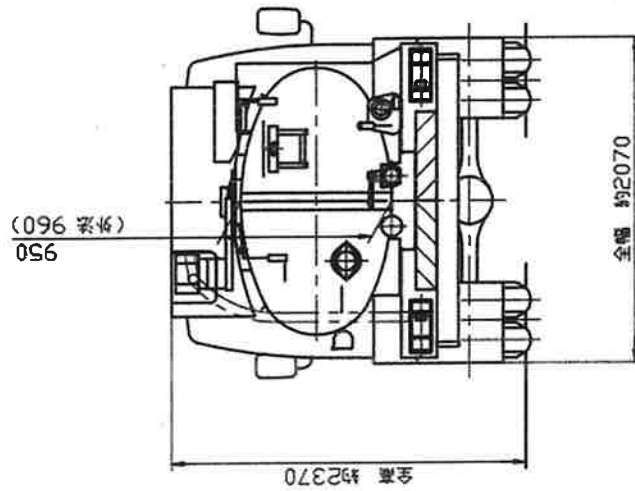
衛生車（バキューム車）（参考図）



(タンクO.S.) (タンクO.H.)



車 名：いすゞ
 シャシ型式：2PG-NPR88YN
 -FN5APY-M
 架装型式：VBR437H



(参考) 令和6年12月に納車された同規格の衛生車（静岡800す9245（8号車））の写真



議第77号 焼津市役所大井川庁舎改修工事（建築工事）（債務負担）請負契約の締結について

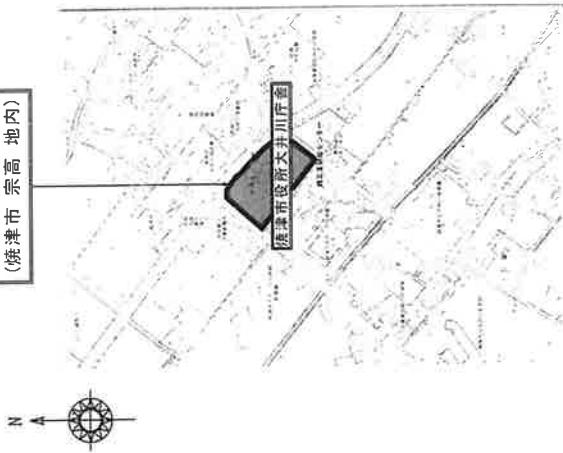
工事概要

- 1 施設名称 焼津市役所大井川庁舎（鉄筋コンクリート造 地上3階建）
- 2 工事概要 焼津市役所大井川庁舎内に、スマイルライフ推進センター等を整備する建物改修工事
- 3 工事内容
 - ア 1階
エレベーター更新、トイレ移設ほか
 - イ 2階
トイレ（洋式化）、展示スペース兼講義室、講座室2室改修ほか
 - ウ 3階
トイレ（洋式化）、健康プログラム多目的活動コーナー、更衣室、eスポーツルーム、音楽室、講義室3室、相談室改修ほか
 - エ 屋外
外部建具、屋根防水、外壁改修ほか
- 4 工期 議決の日から令和8年10月30日まで
- 5 関連工事
 - ア 焼津市役所大井川庁舎改修工事（電気設備工事）（債務負担）
 - イ 焼津市役所大井川庁舎改修工事（機械設備工事）（債務負担）

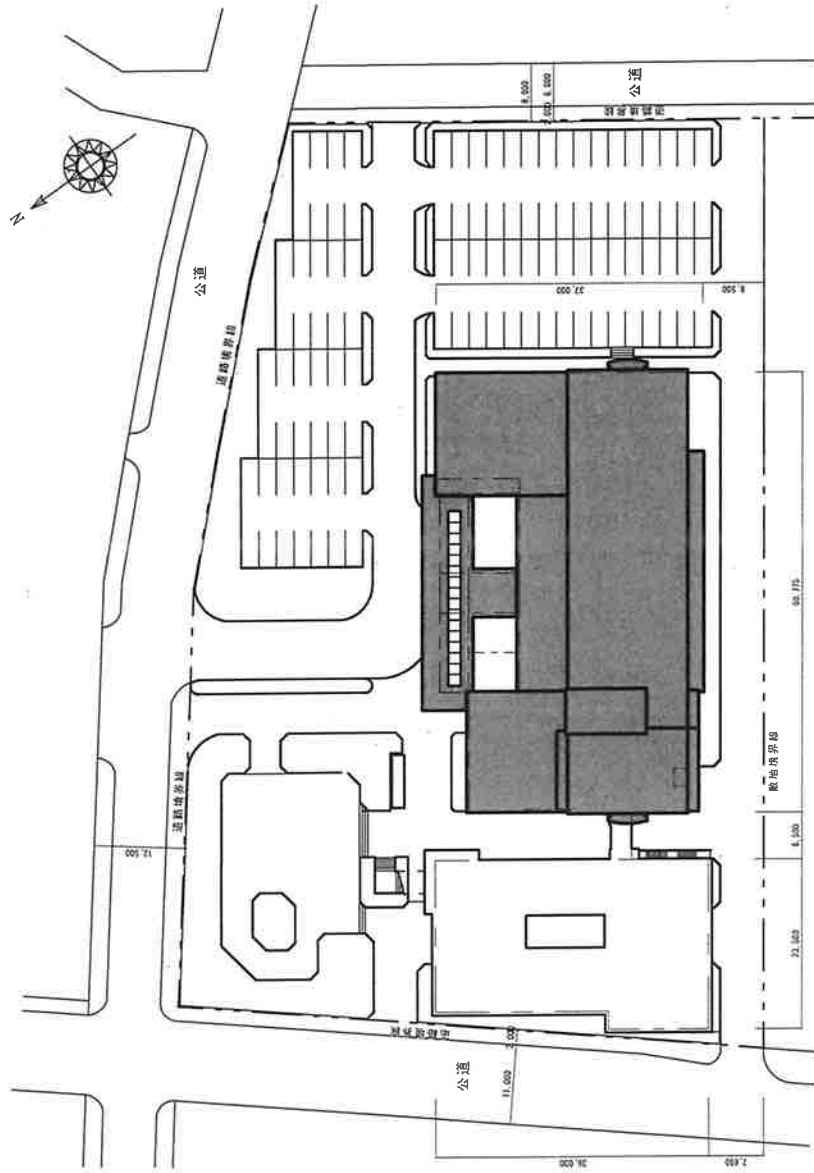
入 札 結 果 表

入 札 番 号	第43号	発注担当課	公有財産課	
件 名	焼津市役所大井川庁舎改修工事（建築工事）（債務負担）			
履 行 場 所	焼津市 宗高 地内			
入札執行者	焼津市長 中野 弘道			
入 札 方 法	制限付き一般競争入札			
入 札 日 時	令和07年8月4日(月) 09時00分			
落 札 価 格	¥297,880,000-（入札書比較価格：¥270,800,000-）			
予 定 価 格	¥299,420,000-（入札書比較価格：¥272,200,000-）			
低入札調査価格	¥275,462,000-（入札書比較価格：¥250,420,000-）			
入札参加業者名	第 1 回入札		第 2 回入札	結果
	順位	金額	順位	金額
(株) 斎藤工務店	1	¥270,800,000-		
*（上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申し込み価格である。）				
備 考				

施工箇所
(焼津市 宗高 地内)



案内図 S=1/5,000



焼津市役所大井川庁舎

配置図 S=1/500

—— 施工箇所を示す

建築概要	
工事名称	焼津市役所大井川庁舎改修工事（建築工事）（債務負担）
施工箇所	焼津市 宗高 地内
施設名称	焼津市役所大井川庁舎（鉄筋コンクリート造 地上3階建）
工事概要	大井川庁舎内に、スマイルライフ推進センター等を整備する建物改修工事 （屋内） （1階）内装改修・トイレ移設（洋式化）・エレベーター更新 （2階）内装改修・トイレ改修（洋式化） （3階）内装改修・トイレ改修（洋式化） （屋外） 屋根防水改修。外部建具改修。外壁改修

SUBJECT

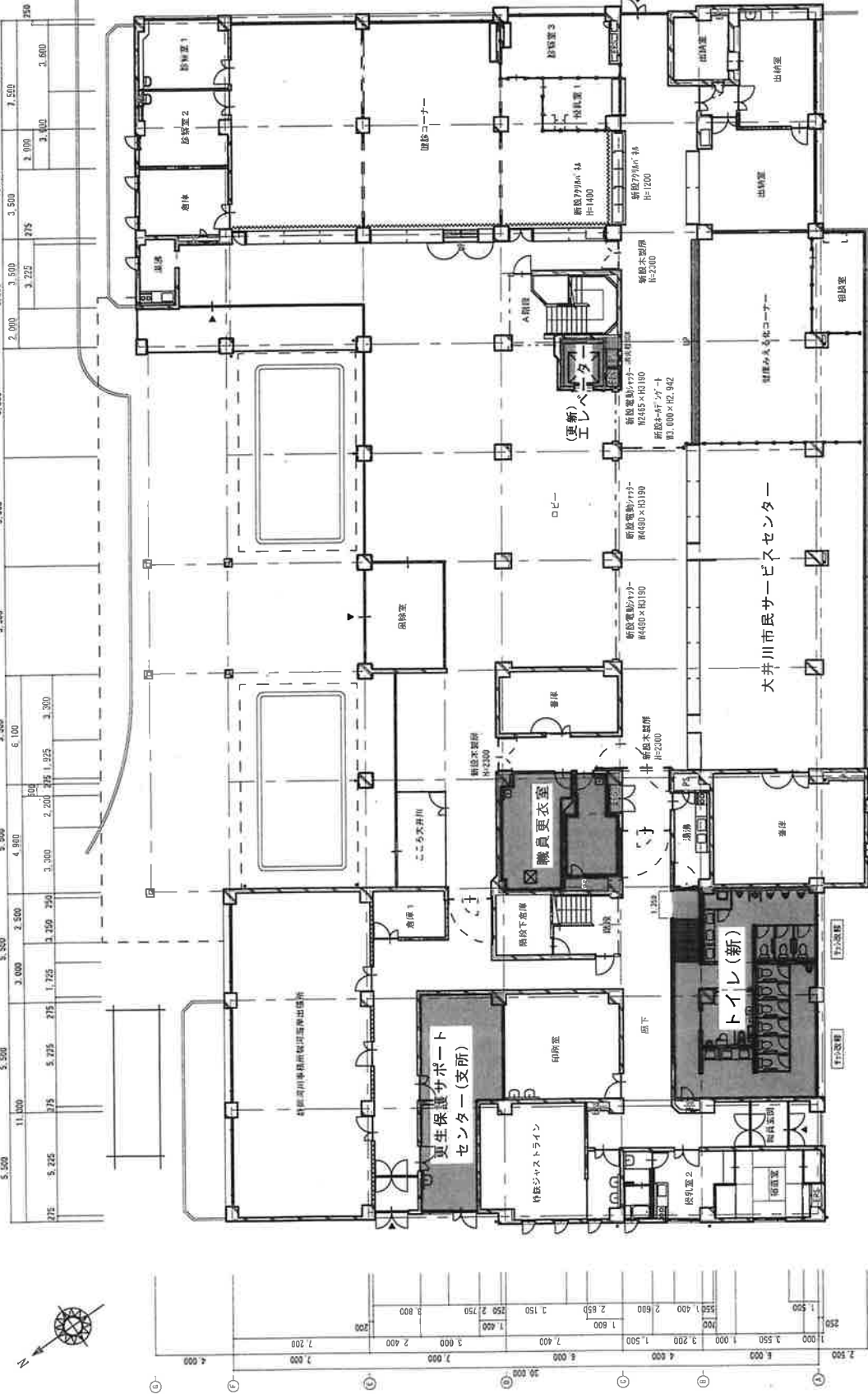
焼津市役所大井川庁舎改修工事（建築工事）（債務負担）

DRAWING TITLE

案内図・建築概要・配置図

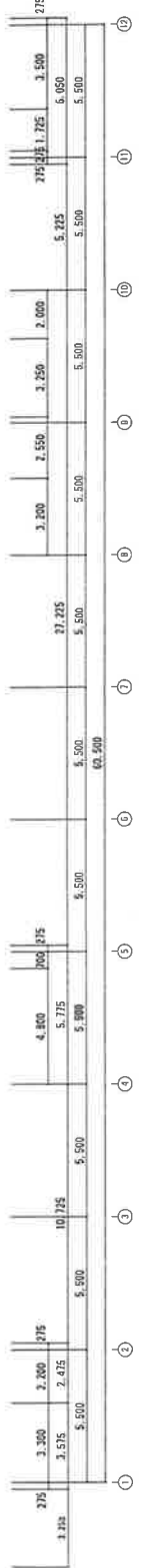
No. 1

凡例
 --- 既存コンクリート壁
 --- コンクリートブロック壁
 --- 軽量鉄骨造躯体
 --- 軽量鉄骨造躯体切替 (700mm×45mm)
 --- 木造壁



改修範囲を示す

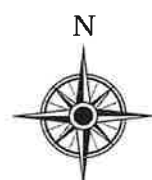
改修後
 (1 F)



PROJECT
 焼津市役所大井川庁舎改修工事 (建築工事) (機務負担)
 DRAWING TITLE
 改修 1 階平面図

No. 2

焼津市道路線
認定
【位置図】



議第78号 焼津市道路線の認定について



焼津市道路線

認定

【平面図】

N



市道 五ヶ三島神社南線(2508)

最大幅員 10.2m

最小幅員 6.0m

延長 47.5m

路線名	五ヶ堀之内道南分譲地十二号線 (7130)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
47.5m	6.0m	10.2m

議第79号 令和7年度焼津体育館建設工事（建築工事）（債務負担）請負契約の締結について

議第80号 令和7年度焼津体育館建設工事（電気設備工事）（債務負担）請負契約の締結について

議第81号 令和7年度焼津体育館建設工事（機械設備工事）（債務負担）請負契約の締結について

工事概要

- (1) 施工箇所 焼津市焼津四丁目地内
- (2) 施設名称 焼津体育館
- (3) 工事内容 既存焼津体育館の老朽化に伴い、新築工事を行う。
 - ア 敷地面積 5,384.71m²
 - イ 面積概要 建築面積 3,029.73m²
延床面積 2,961.31m²
 - ウ 構造 鉄骨造
 - エ 階数 地上1階
 - オ 主な施設 体育室、体力測定室、卓球室、研修室、会議室、事務室、
談話コーナー、健康・体力相談室、トレーニング室
- (4) 工期 令和7年10月9日から令和9年5月17日まで

入札結果表

令和7年度 焼津市 総務部 契約検査課 入札結果			
開札執行日時	令和07-08-21 09:09 AM		
案件名	令和7年度 焼津体育館建設工事（建築工事）（債務負担）		
工事箇所	焼津市 焼津市焼津4丁目地内	予定価格(税抜き)	2,067,000,000円
路線河川地区		調査基準価格(税抜き)	1,901,640,000円
工種	建築一式工事	失格基準価格(税抜き)	-
入札方式	制限一般（方法：電子入札）	最低制限価格(税抜き)	-
落札方式	総合評価（従来版）	基準評価値	4.83790
落札者名	橋本・斎藤特定建設工事共同企業体	落札決定金額(税抜き) 評価点 評価値	2,055,000,000円

業者一覧								
No	商号又は名称	入札書記載金額(税抜き) 評価点 評価値			見積書記載金額(税抜き)			
		第1回	第2回	結果	第1回	第2回	第3回	結果
1	橋本・斎藤特定建設工事共同企業体 法人番号2080001015112	2,055,000,000 109.677 5.33700		落札				

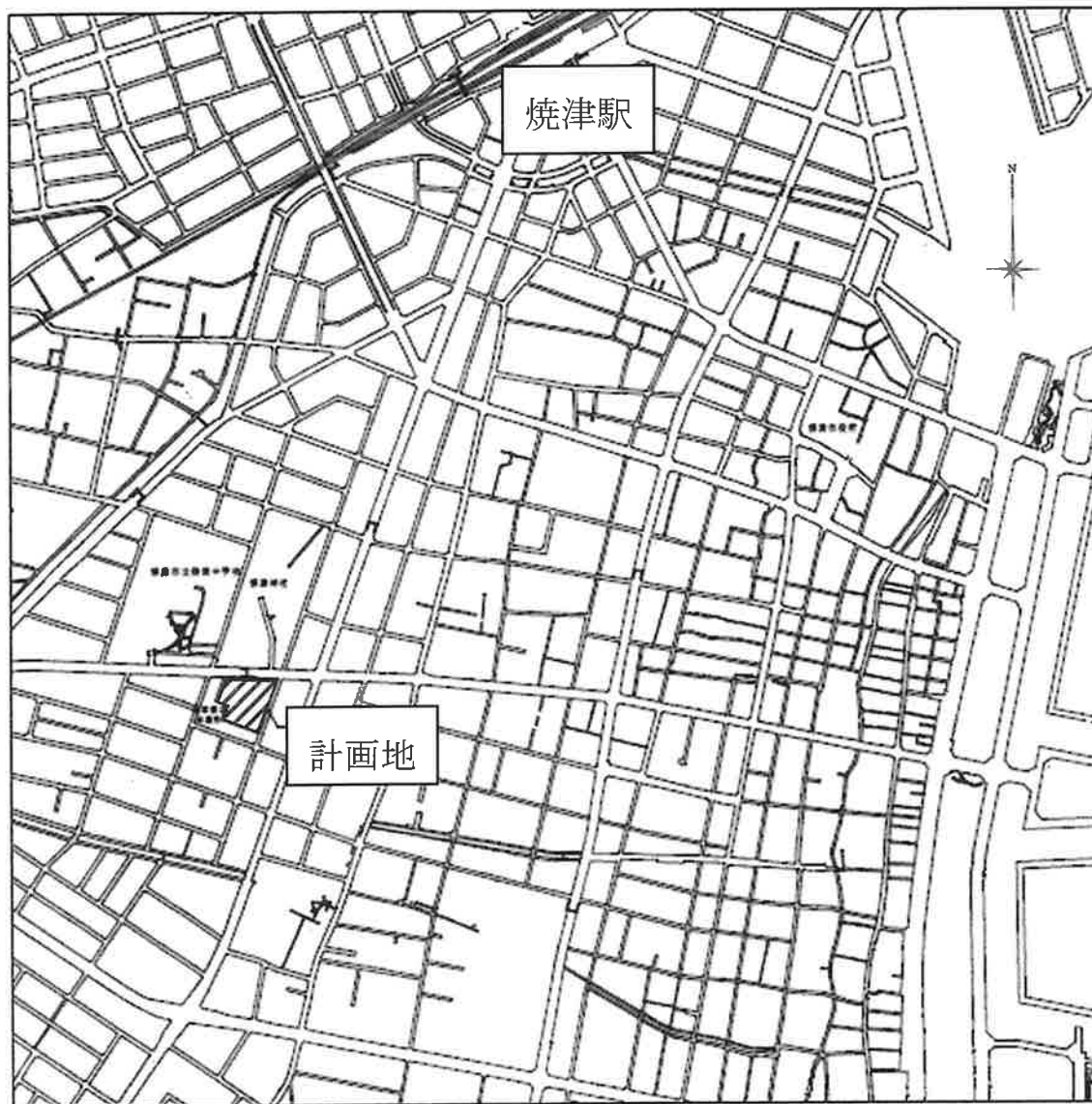
入 札 結 果 表

入札番号	第61号	発注担当課	スポーツ課		
件名	令和7年度 焼津体育館建設工事（電気設備工事）（債務負担）				
履行場所	焼津市焼津4丁目地内				
入札執行者	焼津市長 中野 弘道				
入札方法	制限付き一般競争入札				
入札日時	令和07年8月26日(火) 09時00分				
落札価格	¥169,400,000-（入札書比較価格：¥154,000,000-）				
予定価格	¥172,480,000-（入札書比較価格：¥156,800,000-）				
低入札調査価格	¥158,675,000-（入札書比較価格：¥144,250,000-）				
入札参加業者名	第1回入札		第2回入札		結果
	順位	金額	順位	金額	
（株）富士電工	1	¥154,000,000-			落札
建電（株）	2	¥156,000,000-			
（株）朋電舎	3	¥158,000,000-			
高橋電気工業（株）	4	¥180,000,000-			
*（上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申し込み価格である。）					
備考					

入 札 結 果 表

入札番号	第62号	発注担当課	スポーツ課		
件名	令和7年度 焼津体育館建設工事（機械設備工事）（債務負担）				
履行場所	焼津市焼津4丁目地内				
入札執行者	焼津市長 中野 弘道				
入札方法	制限付き一般競争入札				
入札日時	令和07年8月26日(火) 09時00分				
落札価格	¥253,000,000-（入札書比較価格：¥230,000,000-）				
予定価格	¥262,790,000-（入札書比較価格：¥238,900,000-）				
低入札調査価格	¥241,758,000-（入札書比較価格：¥219,780,000-）				
入札参加業者名	第1回入札		第2回入札		結果
	順位	金額	順位	金額	
（株）大洋アレスコ		¥240,000,000-	1	¥230,000,000-	落札
（株）日進設備	辞退		辞退		辞退
本橋建設（株）	辞退		辞退		辞退
青島冷凍工業（株）	辞退		辞退		辞退
＊（上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が法令上の申し込み価格である。）					
備考					

位置図



配置図

